

第3号議案

定款第15条を下記の様に変更する。

【変更前】

(職務)

第15条 理事長は、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

【変更後】

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(変更理由)

当会の業容の拡大と理事の高齢化に伴い、今後理事の増員や交代が頻繁に行われることが予測されることから、代表権に関わる運営上の錯誤や、理事個人の独断専行を未然に防止するため。